

水質汚濁に係る農薬登録基準として
環境大臣の定める基準の設定に関する資料
(案)

資料目次

	農薬名	基準設定	ページ
1	キノフメリン	新規	1
2	フロラスラム	既登録	7
3	ブタクロール	再評価	12

令和6年3月14日

環境省 水・大気環境局 環境管理課 農薬環境管理室

評 価 農 薬 基 準 値 (案) 一 覧

農薬名	基準値(mg/L)
1 キノフメリン	0.07
2 フロラスラム	0.13
3 ブタクロール	0.02

水質汚濁に係る農薬登録基準の設定に関する資料
キノフメリン

I. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

化学名 (IUPAC)	3-(4,4-ジフルオロ-3,3-ジメチル-3,4-ジヒドロイソキノリン-1-イル)キノリン				
分子式	C ₂₀ H ₁₆ F ₂ N ₂	分子量	322.35	CAS 登録番号 (CAS RN®)	861647-84-9
構造式					

2. 作用機構等

キノフメリンは、キノリン骨格を有する殺菌剤であり、その作用機構は明らかになっていないが、既存の各種殺菌剤に対して感受性が低下した低感受性菌、耐性菌に対し、高い活性を示すと考えられている。なお、イネいもち病菌においては、ピリミジン塩基の *de novo* 生合成経路中のデヒドロオロチン酸デヒドロゲナーゼを阻害するとの報告がある。

本邦では未登録である。

製剤として水和剤が、適用農作物等は稲、果樹、野菜、芝等が登録申請されている。

3. 各種物性等

外観・臭気	白色粉末（20℃）、無臭	土壌吸着係数	$K_{F^{ads}_{oc}} = 840 - 4,300$ （20-25℃）
融点	105-109℃	オクタノール ／水分配係数	logPow = 4.1（20℃、pH4） = 4.2（20℃、pH7） = 4.3（20℃、pH10）
沸点	沸騰せずに融点又はそれより僅かに高い温度で分解するため、測定不能	生物濃縮性	BCF _{ss} = 260（0.5 μg/L） = 280（5.0 μg/L）
蒸気圧	3.9×10 ⁻⁴ Pa（49℃） 2.2×10 ⁻³ Pa（60℃） 7.2×10 ⁻³ Pa（70℃） 8.5×10 ⁻⁶ Pa（25℃、外挿法）	密度	1.3 g/cm ³ （21℃）
加水分解性	5日間安定 （50℃；pH4、7、9）	水溶解度	4.28 mg/L（20℃、純水） 6.30 mg/L（20℃、pH4） 4.02 mg/L（20℃、pH7） 3.85 mg/L（20℃、pH10）
水中光分解性	半減期 67.9-75.1時間（東京春季太陽光換算20-22日） （滅菌緩衝液、pH7、25℃、54.7W/m ² 、300-400nm） 49.9-52.6時間（東京春季太陽光換算15日） （滅菌自然水、pH7.88、25℃、54.7W/m ² 、300-400nm）		
pKa	3.2（20℃、キノフメリンの共役酸）		

II - 1. 安全性評価

許容一日摂取量 (ADI)	0.03 mg/kg 体重/日
<p>食品安全委員会は、令和6年1月25日付けで、キノフメリンのADIを0.03 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働大臣に通知した。</p> <p>なお、この値は各試験で得られた無毒性量のうち最小値3 mg/kg 体重/日を安全係数100で除して設定された。</p>	

II - 2. 水質汚濁に係る登録基準値

登録基準値	0.07 mg/L
以下の算出式により登録基準値を算出した。 ¹⁾	
$0.03 \text{ (mg/kg 体重/日)} \times 53.3 \text{ (kg)} \times 0.1 \text{ / } 2 \text{ (L /人/日)} = 0.079 \dots \text{ (mg/L)}$	
ADI	体重 10 %配分 飲料水摂取量

¹⁾ 登録基準値は、体重を53.3kg、飲用水を1日2L、有効数字は1桁（ADIの有効数字桁数）とし、2桁目を切り捨てて算出した。

<参考> 水質に関する基準値等

(旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾	なし
水質要監視項目 ²⁾	なし
水質管理目標設定項目 ³⁾	なし
ゴルフ場指導指針 ⁴⁾	なし
WHO 飲料水水質ガイドライン ⁵⁾	なし

¹⁾ 平成17年8月3日改正前の「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月2日農林省告示346号）第4号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針について」（令和2年3月27日付け環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知）において設定された水濁指針値。

⁵⁾ Guidelines for drinking-water quality, fourth edition

Ⅲ. 水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

1. 製剤の種類及び適用農作物等

申請者より提出された申請資料によれば、本農薬の製剤は水和剤があり、適用農作物等は稲、果樹、野菜、芝等がある。

2. 水濁 PEC の算出

(1) 水田使用時の PEC（第1段階）

水田使用時において、PEC が最も高くなる使用方法（下表左欄）について、第1段階の PEC を算出する。算出に当たっては、農薬取締法テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

PEC 算出に関する使用方法		各パラメーターの値	
適用農作物等	稲	I ：単回・単位面積当たりの有効成分量（有効成分 g /ha） （左欄の最大使用量に、有効成分濃度を乗じた上で、単位を調整した値 （製剤の密度は 1 g/mL として算出）	75
剤 型	20.0%水和剤	N_{app} ：総使用回数（回）	3
当該剤の単回・単位面積当たり最大使用量 ※算出値	37.5 mL/10a（4,000 倍希釈した薬液を 10a 当たり 150 L 使用）	A_p ：農薬使用面積（ha）	50
地上防除/航空防除の別	地上防除		
使用方法	散布		
使用回数	3 回		

(2) 非水田使用時の水濁 PEC（第1段階）

非水田使用時において、PECが最も高くなる使用方法（下表左欄）について、第1段階のPECを算出した。算出に当たっては、農薬取締法テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

PEC算出に関する使用方法		各パラメーターの値	
適用農作物等	西洋芝	I : 単回・単位面積当たりの有効成分量 (有効成分 g /ha) (左欄の最大使用量に、有効成分濃度を乗じた上で、単位を調整した値)	500
剤 型	20.0%水和剤	N_{app} : 総使用回数 (回)	8
当該剤の単回・単位面積当たり最大使用量	250 mL/10a (2000倍希釈した薬液を1 m ² 当たり0.5 L使用)	D_{river} : 河川ドリフト率 (%)	0.2
		Z_{river} : 河川ドリフト面積 (ha)	0.11
地上防除/航空防除の別	地上防除	R_u : 畑地からの農薬流出率 (%)	0.02
使用方法	散布	A_p : 農薬使用面積 (ha)	37.5
使用回数	8回	F_u : 施用方法による農薬流出補正係数	1

(3) 水濁 PEC 算出結果

使用場面	水濁 PEC (mg/L)
水田使用時	0.002995...
非水田使用時（第1段階）	0.00005215...
うち地表流出寄与分	0.00005192...
うち河川ドリフト寄与分	0.00000023...
合 計 ¹⁾	0.00304715 ÷ <u>0.003 (mg/L)</u>

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字1桁とし、2桁目を四捨五入して算出した。

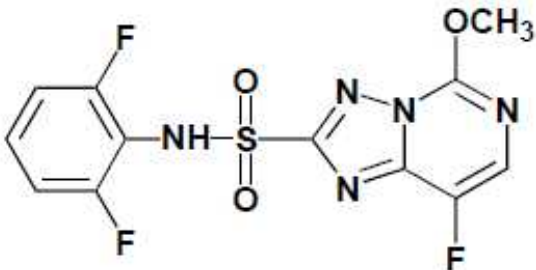
IV. 総 合 評 価

水濁 PEC は 0.003 mg/L であり、登録基準値 0.07 mg/L を超えないことを確認した。

水質汚濁に係る農薬登録基準の設定に関する資料
フロラスラム

I. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

化学名 (IUPAC)	2', 6', 8-トリフルオロ-5-メトキシ[1, 2, 4]トリアゾロ[1, 5-c]ピリミジン-2-スルホンアニリド				
分子式	C ₁₂ H ₈ F ₃ N ₅ O ₃ S	分子量	359.3	CAS 登録番号 (CAS RN®)	145701-23-1
構造式					

2. 作用機構等

フロラスラムは、トリアゾロピリミジン環を有する除草剤であり、その作用機構はアミノ酸合成に関与するアセトラクテート合成酵素活性を阻害することにより、細胞分裂を攪乱させ、植物を枯死させる（HRAC：2^{*1}）。

本邦での初回登録は2000年である。

製剤は水和剤があり、適用農作物等は芝がある。

原体の輸入量は3.0 t（令和2年度^{*2}）、1.5 t（令和3年度^{*2}）、0.8 t（令和4年度^{*2}）であった。

※1 参照：<https://www.jcpa.or.jp/labo/mechanism.html>

<https://www.hracglobal.com/>

※2 年度は農薬年度（前年10月～当年9月）、出典：農薬要覧-2023（（一社）日本植物防疫協会）

3. 各種物性等

外観・臭気	白色固体粉末、無臭	土壌吸着係数	$K_{F_{oc}}^{ads} = 39 - 115$ (25°C)
融点	193.5 - 230.5 / 133.4°Cで分解	オクタノール / 水分配係数	logPow = 1.00 (20°C、pH4) 2.99 (25°C、pH3) = -1.22 (20°C、pH7) 3.00 (25°C、pH5) = -2.06 (20°C、pH10) 測定不能 (25°C、pH7)
沸点	融点で分解のため測定不能 193.5 - 230.5°Cで分解	生物濃縮性	—
蒸気圧	$< 1.0 \times 10^{-5}$ Pa (25°C)	密度	1.53 g/cm ³ (22°C)
加水分解性	半減期 90日以上 (20、25°C ; pH5、7) 219 - 226日 (20°C、pH9) 98 - 100日 (25°C、pH9)	水溶解度	1.21×10^2 mg/L (20°C、純水) 84 mg/L (20°C、pH5) 6.36×10^3 6,360 mg/L (20°C、pH7) 9.42×10^4 94,200 mg/L (20°C、pH9)
水中光分解性	半減期 46日 (東京春季太陽光換算 80日) (緩衝液、pH5、25°C、北緯 39.9°、夏季太陽光) 30日 (東京春季太陽光換算 48.721.8 日) (自然水、20°C、キセノンランプ、>290 nm) 4.9日 (自然水、室温、北緯 51.5°、夏季太陽光)		
pKa	4.54 (22°C)		

II - 1. 安全性評価

許容一日摂取量（ADI）	0.049 mg/kg 体重/日
<p>食品安全委員会は、令和4年1月26日付けで、フロラスラムのADIを0.049 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働大臣に通知した。</p> <p>なお、この値は各試験で得られた無毒性量の最小値4.9 mg/kg 体重/日を安全係数100で除して設定された。¹⁾</p>	

1) フロラスラムは、本邦では非食用農作物専用農薬であるため、非食用農作物専用農薬安全性評価検討会（令和6年1月29日開催）において「非食用農作物専用農薬に係る水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定方針」（平成24年10月30日農薬小委員会了承）に基づき検討し、食品安全委員会で設定したADIを水質汚濁に係る農薬登録基準の設定に用いることとされた。

II - 2. 水質汚濁に係る登録基準値

登録基準値	0.13 mg/L
以下の算出式により登録基準値を算出した。 ¹⁾	
$0.049 \text{ (mg/kg 体重/日)} \times 53.3 \text{ (kg)} \times 0.1 \text{ / } 2 \text{ (L /人/日)} = 0.1305 \dots \text{ (mg/L)}$	
ADI	体重 10%配分 飲料水摂取量

¹⁾ 登録基準値は、体重を53.3kg、飲用水を1日2L、有効数字は2桁（ADIの有効数字桁数）とし、3桁目を切り捨てて算出した。

<参考> 水質に関する基準値等

(旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾	なし
水質要監視項目 ²⁾	なし
水質管理目標設定項目 ³⁾	なし
ゴルフ場指導指針 ⁴⁾	なし
WHO 飲料水水質ガイドライン ⁵⁾	なし

¹⁾ 平成17年8月3日改正前の「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月2日農林省告示346号）第4号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針について」（令和2年3月27日付け環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知）において設定された水濁指針値。

⁵⁾ Guidelines for drinking-water quality, fourth edition

Ⅲ. 水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

1. 製剤の種類及び適用農作物等

農薬登録情報提供システム (<https://pesticide.maff.go.jp>) によれば、本農薬は製剤として水和剤があり、適用農作物等は芝がある。

2. 水濁 PEC の算出

(1) 非水田使用時の水濁 PEC（第1段階）

非水田使用時において、PEC が最も高くなる使用方法（下表左欄）について、第1段階の PEC を算出する。算出に当たっては、農薬取締法テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

PEC 算出に関する使用方法		各パラメーターの値	
適用農作物等	日本芝	I : 単回・単位面積当たりの有効成分量 (有効成分 g /ha) (左欄の最大使用量に、有効成分濃度を乗じた上で、単位を調整した値)	36
剤 型	4.5%水和剤	N_{app} : 総使用回数 (回)	2
当該剤の単回・単位面積当たり最大使用量	80 mL/10a (10a 当たり、薬剤 80 mL を希釈水 200 L に添加して使用)	D_{river} : 河川ドリフト率 (%)	0.2
		Z_{river} : 河川ドリフト面積 (ha)	0.11
地上防除/航空防除の別	地上防除	R_u : 畑地からの農薬流出率 (%)	0.02
使用方法	雑草茎葉散布	A_p : 農薬使用面積 (ha)	37.5
使用回数	2 回	F_u : 施用方法による農薬流出補正係数	1

(2) 水濁 PEC 算出結果

使用場面	水濁 PEC (mg/L)
水田使用時	適用なし
非水田使用時（第1段階）	0.000001226...
うち地表流出寄与分	0.000001222...
うち河川ドリフト寄与分	0.000000004...
合 計 ¹⁾	0.000001226 ≒ 0.0000012 (mg/L)

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

IV. 総合評価

水濁 PEC は 0.0000012 mg/L であり、登録基準値 0.13 mg/L を超えないことを確認した。

(参考) 食品経由の農薬理論最大一日摂取量と対 ADI 比

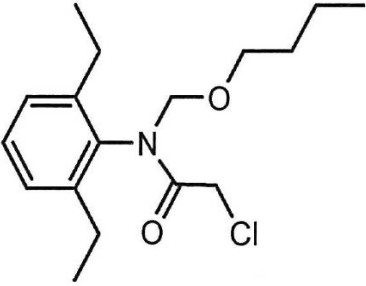
農薬理論最大一日摂取量 (mg/人/日)	対 ADI 比 (%)
0.0007	0.0

出典：令和4年6月8日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会報告について

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に関する資料
 ブタクロール
(再評価)

I. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

化学名 <u>(IUPAC)</u>	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2',6'-ジエチルアセトアニリド				
分子式	C ₁₇ H ₂₆ ClNO ₂	分子量	311.9	CAS 登録番号 <u>(CAS RN[®]) CAS NO.</u>	23184-66-9
構造式					

2. 作用機構等

ブタクロールは、酸アミド系除草剤であり、その作用機構は、超長鎖脂肪酸の合成の阻害である (HRAC : 15^{*1})。

本邦での初回登録は1973年である。

製剤は粒剤、水和剤及び乳剤が、適用作物は稲等がある。

原体の輸入量は~~143.0~~126.7 t (~~20~~令和2年度^{*2})、~~174.0~~176.9 t (令和3~~21~~年度^{*2})、~~127.0~~158.4 t (令和4~~22~~年度^{*2})であった。

^{*1} 参照 : <https://www.jcpa.or.jp/labo/mechanism.html>

<https://www.hracglobal.com/>

^{*2} 年度は農薬年度（前年10月～当該年9月）、出典：農薬要覧-2023~~11~~（（社）日本植物防疫協会）

3. 各種物性等

外観・臭気	無色透明液体、無臭	土壌吸着係数	$K_{F_{OC}^{ads}} = 1,300 - 4,400$ (25°C)
融点	< -25°C	オクタノール ／水分配係数	$\log Pow = 4.42$ (25°C、 <u>純水</u>)
沸点	226°Cで分解のため 測定不能	生物濃縮性	$BCF_{ss} = 160$ (試験濃度：0.13 mg /L)
蒸気圧	2.5×10^{-4} Pa (25°C)	密度	1.1 g/cm ³ (20 °C)
加水分解性	半減期 分解せず (pH3、6、9 ; 25°C)	水溶解度	16 mg/L (20°C)
水中光分解性	半減期 17.2日（東京春季太陽光換算 74.1日） （滅菌蒸留水、pH6.5、25 °C、425 W/m ² 、300-800 nm） 15.4日（東京春季太陽光換算 66.4日） （滅菌自然水、pH9.0、25 °C、425 W/m ² 、300-800 nm）		
<u>pKa</u>	<u>水に難溶のため測定不能</u>		

II-1. 安全性評価

許容一日摂取量（ADI）	0.01 mg/kg 体重/日
<p>食品安全委員会は、平成23令和5年11月125日付で、ブタクロールのADIを0.01 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果（第2版）を農林水産省厚生労働省に通知した。</p> <p>なお、この値は各試験で得られた無毒性量のうちラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験における無毒性量最小値 1.0 mg/kg体重/日を安全係数100で除して設定された。</p>	

II-2. 水質汚濁に係る登録基準値

登録基準値	0.026 mg/L
<p>以下の算出式により登録保留基準値を算出した。¹⁾</p>	
$0.01 \text{ (mg/kg 体重/日)} \times 53.3 \text{ (kg)} \times 0.1 \text{ / } 2 \text{ (L /人/日)} = 0.0266 \dots \text{ (mg/L)}$	
ADI	平均体重 10%配分 飲料水摂取量

¹⁾ ADIの有効数字は1桁であるが、その根拠試験である2年間慢性毒性/発がん性併合試験における無毒性量の有効数字桁数が2桁であることから、登録保留基準は有効数字2桁とし、3桁目を切り捨てて算出した。登録基準値は、体重を53.3 kg、飲用水を1日2 L、有効数字は1桁（ADIの有効数字桁数）とし、2桁目を切り捨てて算出した。

<参考> 水質に関する基準値等

(旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾	0.3 mg/L
水質要監視項目 ²⁾	なし
水質管理目標設定項目 ³⁾	なし
ゴルフ場暫定指導指針 ⁴⁾	なし
WHO飲料水水質ガイドライン ⁵⁾	なし

¹⁾ 平成17年8月3日改正前の「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月2日農林省告示346号）第4号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針について」（令和2年3月27日付け環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知）において設定された水濁指針値。

⁵⁾ Guidelines for drinking-water quality, third edition, incorporating first and second addenda

Ⅲ. 水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

1. 製剤の種類及び適用農作物等

再評価に伴い提出された申請資料によれば、本農薬は製剤として粒剤、水和剤、乳剤があり、適用農作物等として稲等がある。

2. 水濁 PEC の算出

(1) - 1 水田使用時の水濁 PEC（第1段階）

水田使用時において、PEC が最も高くなる使用方法（下表左欄）について、第1段階のPEC を算出する。算出に当たっては、農薬取締法テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

PEC 算出に関する使用方法		各パラメーターの値	
適用農作物等	移植水稻	I : 単回・単位面積当たりの有効成分量 (有効成分 g/ha) (左欄の最大使用量に、有効成分濃度を乗じた上で、単位を調整した値)	① 1,600 ② 1,500
剤型	① 32%乳剤 ② 5.0%粒剤	N_{app} : 総使用回数 (回)	2
当該剤の単回・単位面積当たり最大使用量	① 500 ml/10a ② 3 kg/10a	A_p : 農薬使用面積 (ha)	50
地上防除/航空防除の別	地上防除		
使用方法	①原液湛水散布 ②湛水散布		
使用回数	①1回 ②1回		

(1) - 2 非水田使用時の水濁 PEC（第1段階）

使用方法		各パラメーターの値	
適用農作物等	直播水稻	I : 単回・単位面積当たりの有効成分量 (有効成分 g /ha) (左欄の最大使用量に、有効成分濃度を乗じた上で、単位を調整した値)	4,800
剤型	32%乳剤	N_{app} : 総使用回数 (回)	1
当該剤の単回・単位面積当たり最大使用量	1,500 ml/10a (10a 当たり薬剤 1,500 ml を希釈水 50~100 L に添加)	D_{river} : 河川ドリフト率 (%)	0.2
地上防除/航空防除の別	地上防除	Z_{river} : 河川ドリフト面積 (ha)	0.11
地上防除/航空防除の別	地上防除	R_v : 畑地からの農薬流出率 (%)	0.02
使用方法	全面土壌散布 ^{**}	A_p : 農薬使用面積 (ha)	37.5

使用回数	1回	f_v : 施用方法による農薬流出補正係数	1
------	----	-------------------------	---

※ 入水 15 日前までの使用

(1) - 3 水濁 PEC 算出結果

使用場面	水濁 PEC (mg/L)
水田使用時(第1段階)	0.04126...
非水田使用時(第1段階)	0.000105...
うち地表流出寄与分	0.000105...
うち河川ドリフト寄与分	0.000000...
合計 ¹⁾	0.04137... ÷ 0.04 (mg/L)

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 1 桁とし、2 桁目を四捨五入して算出した。

水田使用農薬として水濁 PEC が最も高くなる使用方法について表のパラメーターを用いて水濁 PEC を算出する。

1. (2) - 1 水田使用時の水濁 PEC (第2段階 Tier2)

第1段階の水濁 PEC が登録基準値を超えることから、PEC が最も高くなる使用方法(下表左欄)について第2段階の PEC を算出する。算出に当たっては、農薬取締法テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターパラメーターを用いた。

使用方法		各パラメーターパラメーターの値	
適用農作物等剤型	移植水稲①5%粒剤 ②3.5%粒剤	I : 単回の農薬使用量(有効成分 g /ha)	①1,6500 ②1,5400
剤型使用場面	①12%乳剤水田 ②5%粒剤	N_{app} : 総使用回数 (回)	2
適用作物	水稲	A_p : 農薬使用面積 (ha)	50
当該剤の単回・単位面積あたり最大使用量農薬使用量	①3-500 mL/kg/10a ②34 kg/10a	f_p : 施用法による農薬流出係数 (-)	1
地上防除/航空防除の別	地上防除	止水期間	①4 ②7
使用方法施用法	①原液湛水散布 ②湛水散布	$K_{F^{ads}_{oc}}$: 土壌吸着係数	1,747
総使用回数	①1回 ②1回	ドリフト量の考慮	考慮せず
水質汚濁性試験成績 (mg/L)			
0 日		①1.9 ¹⁾ ②0.49②0.45	

1日	① <u>1.3¹⁾</u> ②0.95 ②0.887¹⁾
3日	① <u>0.34¹⁾</u> ②0.7 ②0.653¹⁾
7日	① <u>0.028¹⁾</u> ②0.0692 ②0.06549¹⁾
14日	① <u>0.0038¹⁾</u> ②0.0022 ②0.00205¹⁾
水濁PEC（第2段階）（mg/L）	<u>0.00030645…</u>

1) 32%乳剤 500 ml/10a (1,600 [有効成分 g/ha]) による試験データ

~~1) 5%粒剤 3 kg/10a (1,500 [有効成分 g/ha]) による試験データを、1,400 [有効成分 g/ha] 相当に換算~~

(2) - 2 水濁PEC算出結果

使用場面	水濁PEC _{Tier2} (mg/L)
水田使用時 <u>(第2段階)</u>	0.000 <u>30642072</u> …
非水田使用時 <u>(第1段階)</u>	適用なし <u>0.0001057…</u>
うち地表流出寄与分	<u>0.0001054…</u>
うち河川ドリフト寄与分	<u>0.0000002…</u>
合 計 ¹⁾⁻²⁾	0.000 <u>41212072</u> … ÷ <u>0.000421</u> (mg/L)

¹⁾ 水濁PECの値は有効数字 21 桁とし、~~23~~ 桁目を四捨五入して算出した。

~~²⁾ 本剤の適用作物として直播水稲があり、使用方法として乾田時散布（流出モデルは非水田相当として算定）があるが、水濁PECが最も高くなるのは、Ⅲの1の移植水稲であるため、その使用方法について水濁PECを算出した。~~

IV. 総合評価

2. リスク評価

水濁 PEC_{Tier2}は~~0.000421~~ (mg/L)であり、登録~~保留~~基準値 0.026 (mg/L)を超えないことを確認した。

(参考) 食品経由の農薬理論最大摂取量と対 ADI 比

農薬理論最大摂取量 (mg/人/日) ¹⁾	対 ADI 比 (%) ²⁾
0.037	7.0

¹⁾ 食品経由の農薬理論最大摂取量は、平成24年6月12日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会における食品群毎の基準値案を基に算出した理論最大摂取量を示す。

²⁾ 平均体重 53.3 kg で計算